

産福連携型保育室

あさひテラス

一時預かり保育事業

あさひテラス 一時預かり保育 重要事項説明書

目次

1、事業者	2
2、事業の目的	2
3、施設の概要	3
4、教育保育方針	3
5、一時預かり保育開所日・開所時間・対象時	4
6、利用料について	4
7、利用の申し込みについて	4
8、昼食について	5
9、持ち物	5
10、提出していただくもの	5
11、お願いしたいこと	5
12、特別な配慮を必要とする子どもの 保育に対するご理解とご協力について	6
13、保険加入	6
14、敷地内全面禁煙について	7
15、写真の取り扱い	7
16、駐車場の利用について	7
17、利用の終了に関する事項	8
18、相談・苦情等に関する窓口	8
19、嘱託医	8
● 感染症にかかったら	9
● 安全管理について	11

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人ゆうゆう
代表者の氏名	理事長 矢巻 行祥
法人の所在地	〒400-0851 山梨県甲府市住吉三丁目24-20
法人の電話番号	055-237-4101
定款の目的に 定めた事業	<p><u>認定こども園（幼保連携型）</u> すみよし愛児園 (山梨県甲府市)</p> <p><u>保育園</u> 笛吹市立石和第五保育所 (山梨県笛吹市) 北区立王子本町保育園 (東京都北区) 日暮里保育園 (東京都荒川区) キヅキ (山梨県韮崎市)</p> <p><u>子育て支援センター</u> わたぼうし (山梨県甲府市) きっずいさわ (山梨県笛吹市) わたぼうし (東京都荒川区) 蔵k u - r a (山梨県南アルプス市)</p> <p><u>一時預り</u> すみよし愛児園すずらん (山梨県甲府市) 石和第五保育所すずらん (山梨県笛吹市) きっずるーむ県庁別館 (山梨県甲府市) 蔵k u - r a (山梨県南アルプス市) キヅキ (山梨県韮崎市) 産福連携型保育室あさひテラス (山梨県韮崎市)</p> <p><u>病児保育（体調不良児対応型）</u> すみよし愛児園 (山梨県甲府市) 石和第五保育所 (山梨県笛吹市) キヅキ (山梨県韮崎市)</p> <p><u>放課後児童クラブ</u> ゆうゆう館 (山梨県甲府市)</p> <p><u>利用者支援事業</u> 蔵k u - r a (山梨県南アルプス市)</p>

2. 事業の目的

事業の目的	<p>【働く親に寄り添い、こどもが大人を観察できる保育室】 社会全体の重要課題である「子育て」と「仕事」の両立をサポートするため、志を同じくする企業（産業）と福祉が連携し、子育てしやすい社会の実現を目指す。そして、この産業と福祉の連携の実績を通し、産福官の連携施設を整備、質の高い保育環境を地域に展開する。さらに、国内においてその実績を示し、全国的に質の高い保育環境を整えていく事を目的とする。</p>
運営方針	<p>素朴に純真に忍耐強く、子どもを軸として連動する絆を結び、時代に翻弄されることなく、子ども人権や主体性を尊重し、子どもの幸せを追及していく。</p>

3. 施設の概要

敷地	面積 306 m ²
建物	鉄骨造合金メッキ鋼板がき（令和5年8月4日完成）
施設の内容	保育室、乳児スペース、授乳室、トイレ、テラス

4. 教育保育方針

ONE FOR ALL ALL FOR ONE
～ひとりみんなのために みんなはひとりのために～

■思いやりのある子ども

人との関わり、自然とのふれあい等を通し、自分を取り巻く環境への興味関心を広げて、すべてのものと助け合いながら生きていく事ができる温かい心を育みます。

■意欲のある子ども

子ども達のやりたい事を、やろうと思った事を実現できる時間と空間を保障し、自分の思いが尊重された環境の中で、自分らしさを表現し自己発揮できる力を育みます。

■生活の中で決まりの守れるこども

子ども自身がいろいろな経験を通し、試行錯誤を繰り返しながら、集団の中で生活をしていくための規則性や法則性を見つけ出し、ルールや決まりの守れる力を育みます。

当施設では、心の成長をベースとした温かな人間関係の中で育まれる感情体験を大切にしていきます。

大人の価値観や姿に大きく影響を受ける乳幼児期に、何を大切にするのか、そしてどう見守っていくのかという考えは、何よりも大切な事だと思っています。

「遅い・早い」「できる・きない」だけにとらわれず、子どもの歩んでいる道筋その過程を大切に、価値を見出し、認めていく事は、こども達の意欲的に前向きに生きていくための力となります。

個々の歩みを大事に、乳幼児期に本当に大切に必要なることを忘れず、過ごしていきたいと思っています。

かけがえのない大切な命が、精一杯輝き、その子らしく、素敵な花を咲かせられる、そんな心の根を、この時期にしっかり張って欲しいと願っています。

5. 一時預かり保育開所日・開所時間・対象児

開 所 日	月曜日から金曜日（祝日除く）
預 かり 時 間	9時00分から17時00分
対 象 児	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった 生後6カ月から就学前の乳児又は幼児

※ 上記以外の場合はご相談ください。

6. 利用料について ※料金については変更になる可能性があります。

利 用 料	1時間	500円	/	2時間	1000円
	3時間	1500円	/	4時間	2000円
	5時間	2500円	/	6時間	3000円
	7時間	3500円	/	8時間	4000円

旭陽電気株式会社等関連企業の方は、一時預かり保育を無料をご利用いただけます。
一般の方は、上記の利用料が発生いたします。お迎えの際に、その日の利用料のお支払いをお願いいたします。お支払方法は PayPay のみとなります。
予約時間を過ぎる場合は、必ず時間を過ぎる前にご連絡をお願いいたします。ただし、8時間を過ぎた場合は延長料金（1,000円）が発生いたしますのでご了承ください。

7. 利用の申し込みについて

旭陽電気株式会社等関連企業の方は、1ヶ月前から予約ができます。電話にてご予約ください。

一般の方は利用希望日の7日前からの予約となります。

アプリ予約受付フォームもしくは、月曜から金曜（祝日除く）の9時00分から17時00分までの間に電話、又は直接職員にお申し込みください。

当日申し込みも受け付けています。

連絡先 ☎080-2263-5588

※保育時間中は、電話対応が難しい場合があります。

折り返しのお電話は、**あさひテラス(☎) 080-2263-5588**からとなりますのでご了承ください。

初めての場所に長時間というお子さんの負担になることもあります。

短時間からの利用もできますので、職員や場所に慣れていただき少しでもお子さんが安心して過ごせるようにしていきたいと思っております。理解、ご協力をお願いします。

急な場合や事前の利用が難しい場合にはご相談ください。

<利用のキャンセルについて>

利用申し込み後、お子さんの体調等でキャンセルをする場合は必ず利用予定時間前までに連絡をお願いします。

8. 昼食について

昼食、おやつについては各自ご持参ください。

※ミルクを飲んでいるお子さんは必要な量と回数分の哺乳瓶をご持参ください。

※ミニトマト、ブドウ等のどに詰まりやすい食べ物は、小さくカットをしてお持ちください。

※飴やガム、スナック菓子等の誤嚥による事故につながりやすいおやつや、砂糖や添加物の多いものは控えていただきますよう、お願い致します。

9. 持ち物

○帽子

○靴：足に合った運動靴が望ましいです。サンダル、クロックスは不可。

○水筒：水か麦茶など

○着替え：シャツ・ズボン・下着・靴下など季節に合わせたもの2組程度。
汚れても構わない、動きやすい服装でお願いします。

○靴下：滑り止めの措置がされているもの。

○オムツ（4～5枚）、おしりふき、オムツ替えマット（タオルでも可）
※使用したオムツは施設で処分となります。

○ビニール袋：使用した服、汚れ物などを入れるため3～4枚程度。

【お昼やおやつを食べる場合】

○エプロン

○おしぼり：食事の際に手や口を拭くのに使用します。

（ウエットティッシュでも可。その場合、おむつ替えで使用するおしりふきとは別で
ご用意ください）

○スプーン・フォーク・箸：家庭で使っているもの。

【お昼寝をする場合】

○大判のバスタオル、ブランケット等をお持ちください。掛布団として使用します。

※持ち物にはすべて記名をし、1つの手提げ袋に入れてください。手提げ袋にも記名をお願いいたします。

10. 提出していただくもの

○ 利用申込書（当該申請月は1枚で可）

○ お子様の様子（1カ月に1度）

○ 一時預かり保育利用規約兼承諾書（当核利用年度有効）

○ 保育ノート（利用の都度）

11. お願いしたいこと

- ①緊急連絡先は必ず明確にしておいてください。住所、電話番号などの変更はお早めにお知らせください。
- ②送迎は必ず保護者が付き添い、職員に引き渡してください。駐車場内を子どもだけで移動することは大変危険です。重大な事故を防ぐため、ご協力をお願いいたします。預けた方とお迎えの方が異なる場合は、口頭または電話でご連絡ください。連絡がない時は、お子様の引渡しはできませんので、くれぐれもご注意ください。
- ③利用日の朝、お子様の検温をしてきてください。
伝染病、感染症にかかっている時、発熱がある場合はお預かりすることができません。また、下痢、嘔吐、目の充血など、お子様の様子がいつもと違う場合についてもお預かりできませんのでご了承ください。ご家族がインフルエンザ等の感染症にかかっている場合もご利用を控えていただく場合があります。
- ④一時預かりを利用中にお子様の体調が悪くなった場合は、お家の方に連絡をしますので、お迎えをお願いします。
- ⑤基本的に薬をお預かりすることはできません。定期的に服用している薬（例：アレルギーなど）がある場合は、必ず利用日の前日までに職員にご相談ください。
※気管支を広げるために処方されるホクナリンテープ等も薬に含まれます。
- ⑥個人ごとに決定した利用時間は必ずお守りください。
- ⑦熱性けいれん、食物アレルギー、脱臼や手術の経験などがあつた場合は必ず事前に担当に伝えて頂きますようお願いいたします。
お子様を安全にお預かりするために必要事項等を確認させていただいてからの利用となりますので、ご協力をお願いいたします。
事前に告知のない内容があつた場合は対応が遅れるリスクが増えるため、利用をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。

12. 特別な配慮を必要とする子どもの保育に対するご理解とご協力について

特別な配慮の有無によって区別・差別されず、全ての子どもたちが一緒に過ごすことがあたりまえの景色となる社会を作っていきたいと思っています。全ての子どもたちが共に育ちあっていく保育へのご理解をお願いいたします。

※生活する上で、配慮を必要とする場合は、別途書類の提出をお願いする事があります。

13. 保険加入

施設にて賠償責任保険に加入しています。一時預かり保育中の事故・けがについて対象となる場合があります。

14. 敷地内全面禁煙について

子ども達の健康や安全への心配りは大人の役割であることは言うまでもありません。子どもに与える影響には、私たち大人の意識が大きな責任を伴います。TPOを考えてのご協力をお願いしたいと思います。

当施設は敷地内全面禁煙となっております。

施設及び駐車場を含む敷地内での禁煙に御理解、御協力ください。

15. 写真等の取り扱い

地域の皆さんに施設の様子について知ってもらい、より身近に子ども達のことを感じてほしいと願い、地域に開かれた施設であるよう心がけています。

テレビや新聞等の取材の際、写真の掲載など依頼があった場合には、当施設の意向に沿うものと判断した場合に限り、行なっていきますのでご了承下さい。

なお個人のInstagram、ブログ、FacebookなどのSNSにて施設内で撮影した写真を掲載することはご遠慮ください。

配慮が必要な場合は、事前に職員までお知らせください。

16. 駐車場の利用について

駐車場の利用については保育室正面にある、芝生の駐車スペースをご利用ください。

保護者の皆様にはご面倒でも重大な事故に繋がりにくいエンジンのかけっぱなしは止めていただき、エンジンストップをお願いいたします。またトラブルのないよう、貴重品を置いたまま、車から離れることのないようご注意ください。

また、利用者の安全のため、駐車場内は最徐行運転でお願いします。子どもが車に傷をつけてしまうなどの事故等が起きた場合は、速やかに施設に報告し、当事者同士での解決をお願い致します。お互い気持ちよく利用できるようにご配慮ください。

なお、駐車場は皆のスペースです。子どもがごみを捨ててしまったら親が拾う姿を見せるなど、子どもがしたことに対してもしっかり責任を取る姿を見せ、拾う人の気持ちを感じたり、相手を思いやったりする気持ちを育てていしましょう。

利用後は速やかに車を出してください。

利用の仕方につきましては、ご家庭で送迎される方すべてに必ずお伝えください。

上記のお願いを守っていただけない場合、駐車場の利用をお断りする場合があります。

17. 利用の終了に関する事項

当施設の一時預かり保育は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・小学校に就学した時。
- ・あさひテラスの教育保育方針に同意できなくなった時。
- ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じた時。
※当施設の規則及び指示、依頼した内容を守っていただけない時。
※施設の備品等を乱暴に扱う等の行為。
万が一、破損や故障が生じた場合には、状況により弁償をしていただく事もありますので、ご了承ください。
- ※施設敷地内において大声で主張するなど相手を威圧する行為。
- ※開所時間外での対応を職員に強要する行為。
- ※施設関係者（職員、保護者、実習生含む）の個人的な連絡先を聞くなどする行為。
- ※施設外での活動に職員等を誘う行為。
- ※飲酒等の社会通念上不適切と考えられる状態で施設敷地内へ立ち入る行為。
- ※利用児や職員又は他の保護者に対して、被害や不利益が生じる行為。
- ※個人的な価値観を他者に押し付ける行為。
- ※その他、施設の業務に支障が出る行為があった時。
(保育料等の滞納も含まれます。※一般利用の場合)
- ・SNSやその他多くの方が目にするような場などに誹謗中傷等を書き込むなどの信頼関係が失われる行為が認められたとき。
(施設に対してだけでなく、他のご家庭の誹謗中傷、写真を無断で使用するなどの行為も含まれます)

18. 相談・苦情等に関する窓口

相談苦情 解決責任者	矢巻 行祥 TEL055-237-4101
相談苦情 受付担当者	角田 亮太 TEL055-237-4101
社内相談苦情 受付窓口	総務本部総務部 TEL0551-22-1213

※面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受け付けています。

19. 嘱託医

韮崎東ヶ丘病院

住所：韮崎市穂坂長宮久保 1216 TEL：0551-22-0087

感染症にかかったら

健康管理や予防に努めながらも、もし感染症にかかってしまった時にはしっかりと休養し、子どもへの負担をできる限り減らしてあげることと共に、周囲への感染防止にもご協力ください

◆学校保健安全法における感染症の種類

【第1種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

※治癒するまでは出席停止

**保育所における感染症ガイドライン(厚生労働省)における乳幼児がかかりやすい感染症
(医師が記入した診断書が必ず必要な感染症)**

病名	感染しやすい期間	登園許可のめやす
インフルエンザ (鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ感染症を除く)	症状がある期間(発症前 24 時間から発病後 3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後、幼児にあつては、3 日を経過するまで
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日ばしか)	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消えるまで
水ぼうそう	発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
新型コロナウイルス		発症した後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状がなくなつてから2日経過するまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで

結核、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)及び第三種の感染症:
症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

**保育所における感染症ガイドライン(厚生労働省)における乳幼児がかかりやすい感染症
(医師の診断が必要な感染症)**

病 名	感染しやすい期間	登園許可のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口の中に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
りんご病 (伝染性紅班)	発疹出現前の1週間	全身状態がよいこと
ウィルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウィルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウィルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐と下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウィルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウィルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹がかさぶたになるまで
ヘルペス口内炎	水疱を形成している間	発熱がなくなりよだれが止まり普段の食事ができること
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
<p>◎その他の伝染病 以下参照</p> <p>ウィルス性肝炎、アタマジラミ、水いぼ、とびひ</p>		

・必ず医師の診断のもと登園をお願いします。他の児童への感染力がある間は施設利用を見合わせていただけるようお願いいたします。お仕事等の調節が必要な方もいらっしゃいますので、みなさんでご協力をお願いいたします。

子ども達が集団で生活する場では、その子の病気を予防するだけでなく、他の子にうつして感染症がまん延するのを防ぐために、予防接種を大事に考えています。

予防接種を受けた後は、何の予防接種をいつ受けたかをご連絡ください。様々な副反応が起こることがありますので、施設でも経過を見ていきます。

安全管理について

子ども達への安全への配慮と対応がより求められる昨今です。施設ではどのような対応がなされているのかと、保護者の皆様の心配も尽きないことでしょう。大切なお子さんの安全面について、施設の状況を下記のとおりお知らせすると共に、保護者の皆様のご協力とご理解をお願い致します。

避難訓練実績

月	災害設定	状況設定・訓練内容
4月	不審者発見	不審者が施設の近くに浸出したと警察署より連絡あり。その後施設の外から不審者が覗いていることを発見。総務本部に連絡と共に子どもを速やかに室内へ避難させる。
5月	地震	食事の時間に地震発生。非常ベルで知らせ、落下物のないところへ一時避難させる。おさまったことを確認し、安全場所へ移動。(落下の危険のあるもの等のチェック。)
6月	台風・洪水	台風の接近に伴い、近くの川が浸水。より接近することが予想されるので、子どもたちを安全な場所へ保護し、各家庭へ緊急連絡網を使い、引取りの連絡をする。(引き取りのやり取りを仮定)
7月	地震	午前中の外遊びの時間に地震発生、安全な場所へ避難させる。(緊急時の安全確認のチェック)
8月	火災	近隣から出火。施設に燃え移ることも想定できるので、子どもたちを安全な場所に速やかに避難させる。(避難経路確認)
9月	地震	食事の時間に大規模地震発生。子ども達を安全な場所に避難させる。その後、保護者と引き取りを想定した訓練の実施。
10月	不審者接触	戸外にいる子どもに外部から不審者が声をかけてくる。速やかに職員も近寄り子どもたちを安全な場所へ避難させると共に総務本部に連絡。(外部の方との接触について確認)
11月	地震	室内にいる子どもが多い中、地震が発生。子ども達を安全な場所へ避難させ、おさまった事を確認し安全な場所へ移動。(室内の点検、避難場所の確保の仕方確認)
12月	火災	調乳室のIHから出火。消火しきれず施設に広がる恐れがあるので、子ども達を全員施設外(駐車場)へ避難させる。(人数確認の徹底と速やかな非難の再確認)
1月	地震	お迎えの時間に地震発生。地震が起きた時の動きを再確認後、避難時に起こる二次災害について伝達。(落下物からのけが等)
2月	火災・消火活動	工場内から出火。子ども達を安全な場所へ避難させる。消火器にて消火活動の手伝い。(消火器の実演)
3月	避難練習	災害や不審者等、避難が必要な事柄が起きたときは笛の合図にて避難をする。その速やかな避難行動を練習する。

※年に一度、旭陽電気葦崎工場との合同避難訓練を実施します。

【防犯対策について】

- 笛の携帯・・・職員は全員災害時のために笛を携帯しています。また施設外に出るときは携帯電話も持ちます。
- 不審者を想定した対応の確認・・・避難訓練に合わせて、不審者を想定した際の職員間の連携のとり方や、対応の仕方について毎月、職員間で確認しています。
- 定期的な避難訓練の実施・・・上記の対策に加えて、職員と子ども達による日常的な訓練(確認)を行うことをより大切に考えて実施しています。

【避難場所の確認】

災害時等、緊急のお迎えをお願いする場合は、施設より緊急連絡先にお知らせする場合があります。しかし、通信経路の絶たれるような大災害の場合については、保護者の判断で速やかにお迎えをお願いします。

避難場所は、旭陽電気 北側駐車場（山梨日日新聞社側）になります。

【ご家庭へのお願い】

- * 緊急時・災害時について各ご家庭でも、いろんな場所・ケースを想定し、どのように対応したらよいか話し合っておいてください。また子ども達へも必要な情報をわかりやすく伝えてあげましょう。
- * 施設からの連絡があった場合や、自主的に迎えに行かなければならない場合など、家族が連携をできるように確認をしておいてください。
- * 乳幼児が集まる施設のため大きな災害になる前の早めに判断をする場合もありますので、ご理解をお願いいたします。また、職員だけでは安全な避難が難しい事が想定されますので社員の方は子ども達避難へのご協力をお願いいたします。
- * その他、何か御不明な点等ありましたら、お知らせください。